

令和7年7月25日

関係者 各位

ご 回 答

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建
代理人
弁 護 士
弁 護 士
弁 護 士

冠省 令和7年7月20日付けの「計画変更の資料」と称する資料送付に関する公開質問状の「ご回答」に対する再質問書（その2）に対し、下記のとおり、ご回答申し上げます。なお、令和7年8月2日から11日まで、株式会社FJネクストが夏季休暇となり、令和7年8月9日から17日まで、弊所が夏季休暇となるため、本日以降にお送りいただきました文書の確認及びご回答は、令和7年8月18日以降となることを申し添えます。

草々

記

1 「公開質問状の質問1の回答に対する再質問の回答に対する再質問」へのご回答

当方としては、既にご回答申し上げましたとおり、回答の必要性がないものと考えますので、回答を差し控えさせていただきます。また、説明会のご要請を再度いただきましたが、当方としては、既にご回答申し上げましたとおり、お送りした資料記載のとおりですので、現時点において、説明会を開催することは予定しておりません。

2 「公開質問状の質問2の回答に対する再質問の回答に対する再質問」へのご回答

当方としては、回答の必要性及び当方の見解を述べる必要性がないと考えますので、回答は差し控えさせていただきます。

3 「公開質問状の質問3の回答に対する再質問の回答に対する再質問」へのご回答

当方としては、既にご回答申し上げましたとおりです。貴殿らの見解に対する当方の見解を申し上げる必要性はないものと考えますので、回答は差し控えさせていただきます。

4 「公開質問状の質問4の回答に対する再質問の回答に対する再質問」へのご回答

既にご回答申し上げましたとおり、現時点においては、本件工事（解体工事含む）

及び土壌汚染対策工事ともに施工業者は決定しておらず，着工予定時期，工事期間についても未定です。決定次第，適宜，ご案内申し上げます。

5 「公開質問状の質問 5 の回答に対する再質問の回答に対する再質問」へのご回答

令和 7 年 7 月 1 0 日付の回答書にて，ご回答申し上げましたとおりです。

以 上